

四日市市告示第 249 号

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(通則)</p> <p>第1条 四日市市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付25農振第2255号。以下「国要領」という。）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に規定される活動組織又は広域活動組織をいう。</p> | <p>(通則)</p> <p>第1条 四日市市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第14号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付26農振第2155号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付26農振第2157号。以下「国要領」という。）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に規定される活動組織又は広域活動組織をいう。</p> |

(交付の対象及び交付金の額)

第3条 交付の対象及び交付金の額は別表1に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する交付金の額は国要領の第1の12の(3)及び第2の15の(3)に規定する方法により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 活動組織等は、国要綱の別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況の報告書を活動を実施した翌年度の4月末までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付金の額の確定)

第12条 市長は前条に規定する実施状況の報告を受けたときは、国要領の第1の9及び第2の12に基づく実施状況の確認を行い交付金の額を確定するとともに、第4号様式によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 市長は、国要綱の別紙1の第9及び別紙2の第9に規定される返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要領の第1の15の(2)のア及び第2の19の(2)のアに規定される手続きにより返還させるものとし、第6—1号様式により活動組織等に通知するものとする。

2から4まで (略)

(交付金の精算)

第16条 市長は、国要領の第1の11の(1)又は第2の14の(1)に規定される精算に係る返還が生じた時は、第7—1号様式により通知するものとする。

2 (略)

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付の対象とする。

(実績報告)

第11条 活動組織等は、国要綱の別紙1の第6の7及び別紙2の第6の7に規定する実施状況の報告書を活動を実施した翌年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付金の額の確定)

第12条 市長は前条に規定する実施状況の報告を受けたときは、国要領の第1の10及び第2の11に基づく実施状況の確認を行い交付金の額を確定するとともに、第4号様式によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 市長は、国要綱の別紙1の第10及び別紙2の10に規定される返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要領の第1の16の(2)のア及び第2の18の(2)のアに規定される手続きにより返還させるものとし、第6—1号様式により活動組織等に通知するものとする。

2から4まで (略)

(交付金の清算)

第16条 市長は、国要領の第1の12の(1)又は第2の第13の(1)に規定される清算に係る返還が生じた時は、第7—1号様式により通知するものとする。

2 (略)

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則<br/><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(有効期限)</u></p> <p>2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> |
|---|--|

|                         |   |                    |                      |             |
|-------------------------|---|--------------------|----------------------|-------------|
| 改正後                     |   |                    |                      |             |
| 別表1—①                   |   |                    |                      |             |
| ア 基本単価                  |   |                    |                      |             |
| <u>交付の対象区分</u>          |   | <u>地目</u>          | <u>10アール当たりの交付単価</u> |             |
| (略)                     |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
| (略)                     | (略)                                     | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         | (略)                                     | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
| <u>資源向上活動（長寿命化）(※3)</u> |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
|                         |   | (略)                | (略)                  |             |
| イ 加算単価                  |   |                    |                      |             |
| <u>交付の対象区分</u>          |   | <u>地目</u>          | <u>10アール当たりの交付単価</u> |             |
| <u>資源向上活動<br/>(共同)</u>  | <u>多面的機能<br/>の更なる増<br/>進に向けた<br/>活動</u> | <u>100%単<br/>価</u> | 田                    | <u>400円</u> |
|                         |   |                    | 畑                    | <u>240円</u> |
|                         |   |                    | 草地                   | <u>40円</u>  |
|                         |   | <u>75%単<br/>価</u>  | 田                    | <u>300円</u> |
|                         |   | <u>(※1)</u>        | 畑                    | <u>180円</u> |

|                            |               |   |               |      |
|----------------------------|---------------|---|---------------|------|
|                            |               |   | 草地            | 30円  |
| 農村協働力の深化に向けた活動             | 100%単価        | 価 | 田             | 400円 |
|                            |               |   | 畑             | 240円 |
|                            |               |   | 草地            | 40円  |
|                            | 75%単価<br>(※1) | 価 | 田             | 300円 |
|                            |               |   | 畑             | 180円 |
|                            |               |   | 草地            | 30円  |
| 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動 | 100%単価        | 価 | 田             | 400円 |
|                            |               |   | 75%単価<br>(※1) | 田    |

【資源向上活動(共同)の交付単価について】

(※1) 農地・水保管理支払の共同活動又は多面的機能支払交付金の資源向上活動(共同)を5年間以上実施した対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) (略)

【資源向上活動(長寿命化)の交付単価について】

(※3) 国要綱の別紙5の第3に規定する要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、交付単価に5/6を乗じた単価とする。なお、別紙5の第3に規定する要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

改正前

別表1—①

| 交付の対象 | 地目  | 10アール当たりの交付単価 |
|-------|-----|---------------|
| (略)   | (略) | (略)           |
|       | (略) | (略)           |
|       | (略) | (略)           |

|              |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|
| (略)          | (略) | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |
|              | (略) | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |
| 資源向上活動（長寿命化） |     | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |
|              |     | (略) | (略) |

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) (略)

改正後

別表1—②

| 交付の対象区分     |   | 交付額  |
|-------------|---|------|
| 組織の広域化・体制強化 | 3集落以上又は<br>50ヘクタール<br>以上200ヘク<br>タール未満            | 4万円  |
|             | 200ヘクタ<br>ール以上1,000<br>ヘクタール未満<br>又は特定非営利<br>活動法人 | 8万円  |
|             | 1,000ヘクタ<br>ール以上                                  | 16万円 |

改正前

別表1—②

| 交付の対象        | 交付額  |
|--------------|------|
| 地域資源保全プランの策定 | 50万円 |
| 組織の広域化・体制強化  | 40万円 |

| 改正後                                      |   |
|--|---|
| 別表 2                                     |   |
| 交付金                                      | 交付金の対象  |
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く） | 国要綱の別紙 1 の第 4 の <u>1</u> の農地維持活動、別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動（共同）及び同 <u>3</u> の組織の広域化・体制強化に係る経費。 |
| (略)                                      |   |

| 改正前                                      |   |
|--|---|
| 別表 2                                     |   |
| 交付金                                      | 交付金の対象  |
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く） | 国要綱の別紙 1 の第 4 の農地維持活動、別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動（共同）、 <u>同 3 の地域資源保全プランの策定及び同 4 の組織の広域化・体制強化に係る経費。</u> |
| (略)                                      |   |

第 2 号様式（その 1）を次のように改める。

（組織の名称）

代表

様

四日市市長

印

年度多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

2. 交付の条件

交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）並びに四日市市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

年度 多面的機能支払交付金前金払請求書

年 月 日

四日市市長

(組織の名称)

代表

(署名又は記名押印してください)

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

第7-1号様式及び第7-2号様式を次のように改める。

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

印

多面的機能支払交付金の精算について（通知）

年 月 日付で提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第16条に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 精算金額

| 区 分                     | 精算金額 |
|-------------------------|------|
| 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く） | 円    |
| 資源向上支払（長寿命化）            | 円    |

2. 返還期日

年 月 日

多面的機能支払交付金の精算について

四日市市長

(組織の名称)

代表

(署名又は記名押印してください)

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の精算については、  
下記のとおりとします。

記

【精算方法等】

| 項 目                     | 精算金額 | 精算方法                     |
|-------------------------|------|--------------------------|
|                         |      | 返 還                      |
| 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く） | 円    | <input type="checkbox"/> |
| 資源向上支払（長寿命化）            | 円    | <input type="checkbox"/> |

※該当する部分にレ印をつける。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   |        |    |
|---|--------|----|
| (押印の省略)   |        |    |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 |        |    |
| 要綱名   | 手続又は様式 | 備考 |
| (略)   |        |    |
| 四日市市農道整備補助金交付要綱(平成19年四日市市告示第62号)  | (略)    |    |
| 四日市市GAP等認証取得推進事業費補助金交付要綱(平成30年四日市市告示第164号)  | (略)    |    |
| (略)   |        |    |

| 改正前   |        |    |
|---|--------|----|
| (押印の省略)   |        |    |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 |        |    |
| 要綱名   | 手続又は様式 | 備考 |
| (略)   |        |    |
| 四日市市農道整備補助金交付要綱(平成19年四日市市告  | (略)    |    |

|  |  |   |
|--|--|---|
| 示第62号)                                     |  |   |
| 四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）       | 第1号様式（別添を除く。）、第3号様式、第5号様式、第6-2号様式及び第7-2号様式 | 第3号様式及び第7-2号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。 |
| 四日市市GAP等認証取得推進事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第164号） | （略）  |   |
| （略）  |  |   |

（商工農水部農水振興課）